

## 摂津市健幸マイレージ 参加規約

### 第1条 (目的)

1. 本規約は、市民が「歩くこと」を中心とした健康づくりに、楽しみながら継続して取り組めることを目的とした、「摂津市健幸マイレージ」(以下「本事業」といいます。)に参加するために必要な事項を定めたものです。
2. この規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

### 第2条 (用語の定義)

1. 本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。
  - (1) 「健幸ポイント」とは、参加者が、本規約その他摂津市が定める基準に従って有効な交換を行うことによって所定の品又は便益の提供を受けるために使用することができる、交換手段及びその単位のことをいいます。
  - (2) 「申込者」とは、本規約に同意し、「摂津市健幸マイレージ」参加申込書を摂津市に提出した者をいいます。
  - (3) 「参加者」とは、申込者のうち、摂津市により本事業への参加が承諾された者をいいます。
  - (4) 「健幸ポイント ID」とは、本事業の参加者に対して、摂津市が付与する ID のことをいいます。
  - (5) 「摂津市健幸マイレージ確定通知書」とは、本事業への参加登録を通知するために、参加者に対して摂津市から配布される書類のことをいいます。
  - (6) 「健康づくり事業」とは、摂津市が指定する、摂津市又は民間事業者が提供する事業等のことをいいます。
  - (7) 「Webサイトからだかるテ」とは、第8条に定める実施内容、及び第9条の定めにより付与される健幸ポイント等を確認できるウェブサービスのことをいいます。

### 第3条 (参加申込み)

1. 本事業への参加を希望する者は、本規約の内容を承諾した上で「摂津市健幸マイレージ」参加申込書(以下「参加申込書」といいます。)により本規約への同意及び参加の申込みを行うものとします。
2. 申込者が参加申込書を提出後、摂津市が参加申込書を受理した時点で、当該申込者は本参加規約に同意したものとみなします。

### 第4条 (参加者の決定)

1. 摂津市は、第3条の参加申込書に記載された申込情報を確認した後に、必要な審査・手続き等を経た後に承諾し、摂津市健幸マイレージ登録通知書を発行します。
2. 参加者の決定は、摂津市健幸マイレージ登録通知書に記載の登録日をもって決定とし、その時点より参加者と摂津市の間に本事業への参加に関する契約が成立するものとします。
3. 摂津市は、申込者が次のいずれかの場合に該当すると判断したときは、その申込みを承諾しないこと、又は承諾を取り消すことがあります。
  - (1) 同一の参加者・申込者が複数の申込みを行った場合
  - (2) 申込者が実在しない場合又は本人確認ができない場合
  - (3) 虚偽の申込み等により、第5条に定める条件を満たさないことが判明した場合
  - (4) 市外転出や死亡等により、住民ではなくなった場合
  - (5) 6ヶ月以上継続して、第8条第1項に定める事項を実施しなかった場合
  - (6) その他摂津市が承諾できない事由があると判断した場合
4. 摂津市は、申込みを承諾しない場合又は承諾を取り消す場合には、その旨を事前に通知するものとします。

### 第5条 (参加条件)

1. 摂津市に住居登録している方で、かつ、申し込み時点で20歳以上の方
2. 自己責任で本事業に参加できる方
3. 暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属していない方
4. 本規約に承諾いただいた方

5. 本事業に関連するアンケート調査にご協力いただける方

### 第6条 (参加者の費用負担)

1. 参加に係る費用は毎年度定めるものとします。ただし、次に定める事項は、この限りではありません。
  - (1) 開始時の活動量計購入費用
  - (2) 活動量計の故障又は紛失に伴う再購入、電池の交換や付属品等にかかる費用
  - (3) 事業参加に関する通話・通信・郵送にかかる費用
  - (4) その他摂津市が別途指定する費用

### 第7条 (活動量計の管理)

1. 参加者は事業用活動量計を善良な管理のもと取り扱うものとします。
2. 活動量計の再配布は原則として行いません。
3. 参加者の瑕疵により活動量計を破損、故障させた場合の交換は5000円の費用負担が発生します。

### 第8条 (実施内容)

1. 本事業への参加者は、次の事項に協力いただきます。
  - (1) アンケート調査の回答(参加期間終了後を含む)
  - (2) 歩数データの計測及びデータ送信
  - (3) 健(検)診の受診
  - (4) 摂津市が指定する健康づくり事業への参加
2. 実施方法は、別途定める摂津市健幸マイレージ 参加手引(以下「参加手引」といいます。)に基づくものとします。

### 第9条 (健幸ポイントの付与)

1. 本事業における健幸ポイントは、第8条第1項(2)から(4)に定める事項の実施状況等に応じて参加者に付与するものとします。なお、付与される健幸ポイント及び付与条件は別途定める参加手引の記載に基づくものとします。

### 第10条 (健幸ポイントの交換)

1. 獲得した健幸ポイントの交換等については、別途定める参加手引に基づくものとします。

### 第11条 (申込み内容の変更の届出)

1. 参加者が摂津市に通知した住所、電話番号等、第3条の申込情報に変更が生じた場合、参加者は速やかに変更内容を摂津市に連絡するものとします。
2. 摂津市は、参加者から前項の変更に関する連絡がなされない場合、参加者が獲得した健幸ポイント又は参加者のポイント交換を無効とすることがあります。
3. 参加者が、本条第1項の変更の連絡を行わなかったために、摂津市からの通知又は送付書類等が延着又は不着となった場合でも、当該通知又は送付書類等は、通常到着すべき時に参加者に到達したものとみなします。

### 第12条 (退会手続き)

1. 参加者は、本事業の実施期間中に退会の手続きを行うことができます。
2. 退会の手続きは、別途定める参加手引に記載されている手続きを行っていただきます。
3. 退会後は、摂津市が本事業を通して取得した参加者の情報のうち、個人を特定できる情報を削除した上で、参加者個人を識別不可能な形式に加工し、その上で本事業の評価等に利用するものとします。
4. 退会の手続き完了と同時にそれまでにたまっていた健幸ポイントは無効となります。

### 第13条 (事業の中断・終了)

1. 摂津市は、利用期間内であっても、本事業のサービスの中断、又は、サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。
2. 前項に基づき本事業を中断・終了する場合、摂津市は参加者に対して、

その旨を事前に電子メール又は摂津市のホームページ等によって通知することとします。

#### 第14条（禁止事項）

1. 参加者は、次に定める行為を行ってはなりません。
  - (1) 活動量計の貸与、譲渡、販売、買入れ、その他の担保利用
  - (2) 本規約に違反する行為
  - (3) 本事業に関する情報を改ざん又は消去する行為
  - (4) その他第三者に不当な不利益を与える行為

#### 第15条（損害賠償等）

1. 参加者は、本事業に伴うサービス等の利用に関連して、自己の責に帰すべき事由により摂津市に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。
2. 参加者は、本事業に伴うサービスの利用に関連して、摂津市以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用においてその紛争を解決することとします。

#### 第16条（免責事項）

1. 本事業は、参加者の健康改善・増進を支援するものであり、参加者の健康状態が改善・増進されることについて、保証するものではありません。
2. 摂津市は、本事業の中止により、参加者又は参加者に関わる第三者が損害を被った場合は、責任を負いません。
3. 摂津市は、摂津市の責によらない事由により、本事業のサービスの全部又は一部の提供が不可能又は困難となった場合は、責任を負いません。
4. 摂津市は、摂津市の責によらない事由により、参加者の個人情報等が漏洩した場合は、責任を負いません。
5. 摂津市は、参加者の故意又は過失に起因して第三者により使用された、又は破棄された健康ポイントに関して、参加者等に生じた損害について責任を負いません。
6. 摂津市は、摂津市が指定する健康増進プログラムの利用において、摂津市の責によらない事由により参加者が被った損害は、責任を負いません。

#### 第17条（個人情報の取扱い）

1. 本事業に伴うサービスの実施等に際して、摂津市が参加者から取得した個人に関する情報（以下「参加者情報」といいます。）の取扱いを、本規約で定めるほか、個人情報保護法・摂津市の個人情報保護条例に準拠するものとします。
2. 本事業の実施に際し、摂津市は次に定める参加者情報を取り扱うこととします。
  - (1) 第3条に定める参加申込書にご記入いただいた次の項目
    - 氏名、性別、電話番号、生年月日、郵便番号、住所、健康保険種別、メールアドレス、身長、体重
  - (2) 第8条に定める事項の実施に伴い取得する次の項目
    - アンケート調査の回答結果
    - 活動量計データ（計測日、機器型番、歩数、消費カロリー）、体組成計データ（計測日、体重、BMI、体脂肪率、筋肉量、基礎代謝量等）
    - 健康づくり事業の参加状況
  - (3) その他本事業の実施に必要な次の項目
    - Webサイトからだカルテの利用ログ
3. 摂津市が取り扱うこととなる参加者情報は、次の各号に定める目的の達成に必要な範囲内で利用し、あらかじめ参加者本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、お預かりした参加者情報を利用目的以外に利用することはありません。
  - (1) 本事業の適切かつ合理的な運用のための利用
    - 摂津市からの案内・通知、各種情報、アンケート等の送付
    - 参加者に対する健幸ポイントの付与
    - 参加者が保有する健幸ポイントの交換
    - 参加者からの問合せの対応、確認及び記録
    - その他本事業の管理・運用のために必要な事項
  - (2) 本事業の効果分析・評価のための利用
    - 参加者の参加実績及び実施結果の集計・分析
    - 参加者の行動変容及び健康状態改善効果の分析
    - サービス向上、事業展開方策の分析

- 医療費抑制及び経済活性化等の分析
- (3) 摂津市は、本条第3項(1)、(2)に定めた利用目的の範囲内で、参加者情報を、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにすることにより、個人情報にはあたらないデータとして外部に提供することがあります。
  - (4) 摂津市は、参加者情報を統計処理した上で、その統計情報を本条第3項(1)、(2)に定めた利用目的の範囲内で、外部に公表又は提供することがあります。
  - (5) 参加者が、参加者情報の外部提供を行わないことを希望される場合は、第12条に定める方法により退会をお申し出ください。
  - (6) 上記の内容は、個人情報保護法・摂津市の個人情報保護条例及び関連法規・ガイドライン等の変更又は策定に合わせて変更されることがあります。
4. 参加者情報の安全管理措置については次に定めるとおりとします。
    - (1) お預かりした参加者情報については、漏えい、滅失又は毀損の防止と是正、その他参加者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
    - (2) 摂津市は、次に定めるとおり、参加者情報を適切に保護し、取り扱います。
      - 参加者情報を取り扱う組織ごとに個人情報保護の責任者を置き、適切な管理に取り組みます。
      - 利用目的や問い合わせ窓口をお知らせした上で、適切な範囲内で参加者情報を取得します。
      - 本条第3項に定めた利用目的の範囲内で参加者情報を利用します。
      - あらかじめ同意いただいている場合又は法令で認められている場合を除き、本条第3項に定めた利用目的の範囲を越えて参加者情報を摂津市以外の第三者に提供又は開示しません。
      - 参加者本人より参加者情報の照会・開示などについて、別途定める参加手引に記載する問い合わせ窓口にご連絡いただいた場合は、適切に対応します。
      - 参加者情報への不正アクセス、参加者情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などを防止するために、参加者情報を安全に管理し、セキュリティの確保・向上・是正に努めます。
      - 関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせた適切な個人情報保護の取り組み及び継続的な改善・向上に努めます。

#### 第18条（規約の変更）

1. 参加者は、本規約の変更については、電子メール又は摂津市のホームページ等によって事前に変更内容を知った後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。
2. 参加者情報の利用目的、又は利用範囲の変更を行う旨の参加規約の変更を行う場合は、個人情報保護法・摂津市の個人情報保護条例及び関連法規・ガイドラインに基づき、摂津市より参加者に事前に通知し、同意を得た場合に限り行います。

#### 附 則

本規約は平成30年8月29日から適用します。